

令和 8 年度 第 1 9 号

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事

公募型プロポーザル 実施要領

令和 8 年 8 月

玉 城 町

1 工事の趣旨・目的

当町では、これまで実施をしてきた地球温暖化対策をさらに推進するため、令和4年6月10日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2025年までの脱炭素社会を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を策定し、その目標を実現するための具体的施策の検討を行った。

本工事は、保健福祉会館及びふれあいホールの既存照明についてLED照明への交換を実施し、消費電力の削減等による財政的負担の軽減を図り、行政運営における温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2 工事の内容

(1) 工事名 令和8年度 第19号

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事

(2) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(3) 工事内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 対象施設

別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約期間

契約締結日～令和9年3月5日（金）まで

(6) 工事費上限

限度額は、22,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※本金額は上限額であり、契約金額ではない。

3 工事業者選定方法

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

4 提案者の役割

本プロポーザルの参加者（以下「提案者」という。）は、下記に示す役割を担うものとする。

(1) 工事推進役割

契約など手続きを行い、事業遂行全般の責を負うこと。

(2) 調査設計役割

現地調査・実施設計に関する業務を実施すること

(3) 施工役割

施工に関する業務を実施すること

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和8年度の玉城町入札参加資格者名簿に登載されており、「電気工事」の入札参加資格を有していること。また、三重県内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。

(3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力

団等の構成員を、役員・代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

(7) 三重県内に本社又は営業所等を有する者であること。

6 スケジュール

公示から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

項目	日程
公告	令和8年8月10日（月）
質問の受付期限	令和8年8月24日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年9月 2日（水）
参加資格確認通知書	令和8年9月 3日（木）
企画提案書提出期限	令和8年9月11日（金）
審査結果通知	令和8年9月18日（金）
契約締結（予定）	令和8年9月18日（金）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

公告日から令和8年8月24日（月）午後4時30分（必着）

※土・日曜日・祝日及び開庁時間外は受け付けない。

(2) 質問の方法

質問書（様式2）に内容を記載し、「連絡先及び提出先」に記載の窓口へ電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事に係る質問」とし、送信後、必ず保健福祉課 地域共生室へ電話により着信の確認をすること。

※電話や来訪等、口頭による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

一括してとりまとめ、当町公式ホームページにのみ掲載する。

(4) 回答日

令和8年8月28日（金）午後

8 プロポーザル参加申込書の提出期限等

(1) 提出書類

本プロポーザルにへの参加を希望する者は、下記の書類1部を期限までに提出するものとする

提出書類	様式等
1. 参加申込書	様式第1号
2. 企業概要	様式第3号
3. 履行実績	様式第4号
4. 納税証明書	税務署と市町村

(2) 提出期限

令和8年9月2日（水）午後4時30分まで（必着）

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後4時30分まで

※様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること（窓口での配布は行わない）。

(3) 提出場所

「14 連絡先及び提出先（事務局）」宛て

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等）

郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、保健福祉課 地域共生室により受理の確認を行うこと。

9 企画提案資料の提出及び期限等

参加資格確認通知書類受領後、企画提案書（様式5）を含む企画提案書を提出するものとする。企画提案に必要な現地調査は公告開始日から企画提案書提出の前日までとする

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 履行実績調書（様式4）
- ③ 企業概要（様式3）

① 企画提案書提出届等については、以下のとおり。

ア 企画提案書提出届 (様式5)	・代表者印を押印すること。
イ 工事実施体制表 (任意様式)	・日本工業規格A4用紙を使用。 ・本工事の実施体制を図表等にし、工事全般の責任者及び工事従事者等の各個人の経験年数、保有資格、役職、担当業務内容等を記載すること。 ・休日、夜間、緊急時の体制や対応を記載すること。
ウ 企画提案書 (任意様式)	・日本工業規格A4用紙を使用。 ・横書きとする。 ・左綴じ (図表等の場合はA3可、折り込み必要)。 ・ページ数：両面印刷16ページ以内で作成すること。(表紙含む、A4換算、着色可)。 ・企画提案書等の各ページには表紙を除きページ番号 (通し番号) を記載すること。 ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 (平成4年法律第51号) によること。 ・使用するデータは、最新のものとすること。
エ 工事実施工程表 (任意様式)	・日本工業規格A4用紙を使用。(1枚) ・工事の実施工程を記載すること。
オ 見積書 (様式6) ※正本を1部提出	・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を控除した額を見積書に記載すること。 ・見積書は、封筒に入れ、工事名、会社名を記載し、割印をすること。

	・提案に必要な一切の経費を含めること。
カ 見積内訳書（任意様式） ※正本を1部提出	・日本工業規格A4用紙を使用。 ・見積金額における内訳、詳細等を記載すること。 ・工事内容に基づき、具体的な積算根拠を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部（要押印）、副本6部 計7部

※見積書、見積内訳書は正本1部。

(3) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後4時30分まで（必着）

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後4時30分まで

※各種様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること（窓口での配布は行わない）。

(4) 提出場所

「14 連絡先及び提出先（事務局）」宛て

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等）

郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、保健福祉課 地域共生室により受理の確認を行うこと。

(6) 留意事項

ア 提出する提案は、参加者1事業者につき1提案とする。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

10 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された提出書類とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は令和8年9月14日（月）午後4時30分までに保健福祉課 地域共生室に連絡すること。（スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは当町にて用意する。）

ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

（２）評価基準

- ①工事实績
- ②工事実施体制
- ③企画提案内容
- ④工事実施工程
- ⑤その他
- ⑥見積金額

〈審査項目・評価基準表〉

審査項目	全体に占める割合	評価基準
① 工事实績	5 / 100	別紙1 参照
② 工事実施体制に関する提案	10 / 100	別紙1 参照
③ 企画提案内容 仕様書「7. 工事の内容」 に記載された項目に関する 提案	50 / 100	別紙1 参照
④ 工事実施工程	15 / 100	別紙1 参照
⑤ その他	10 / 100	別紙1 参照
⑥ 見積金額	10 / 100	別紙1 参照

1 1 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下の内容で実施するものとする。なお、を欠席した場合、審査及び選定から除外する。

（１）開催日

日時：令和8年9月17日（木）

※開催場所や時間は、企画提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、原則対面方式とする。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は 1 事業者 25 分

※なお、時間配分は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分とする

(3) 順番

順番は、原則、企画提案書の受付番号順とする

(4) 出席者

出席者は、説明者を含めて 4 名以内とする。

※プレゼンテーションは原則として本工事を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。

(5) 実施内容

プレゼンテーションは、提案書の説明、質疑応答を行うものとする

また、プレゼンテーション説明用にパワーポイントを使用することは可能とするが、新たな配布資料は禁止とする。

(6) 審査結果

令和 8 年 9 月 18 日（金）までに当町公式ホームページにのみ掲載する。

(7) 契約予定者の選定

- ・総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。
- ・当該契約予定者がやむを得ず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。
- ・提案者が 1 事業者のみの場合でも内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の 60% に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。
- ・審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

1.2 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。最優秀提案者がそれに該当した場合は、発注者は最優秀提案者の次に評価が高いものを受注者に選定することができるものとする。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
- (2) 本実施要領に示されたプロポーザルが参加要件を満たさない場合。
- (3) 審査員に対して、故意に接触を求めること。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合。
- (8) 参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (9) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が確認された場合。
- (10) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書の内容については、原則、確実に履行できるものとする。なお、受注者側の責により提案書に記載した内容を履行出来なかった際に生じる損害については、原則、受注者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る経費等は、すべて提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を当町に請求することはできないものとする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年9月15日（火）までに辞退届（様式自由）を保健福祉課 地域共生室に持参、FAX、又は郵送により提出すること。なお、保健福祉課 地域共生室へ受理の確認を行うこと。
- (4) 提出書類の著作件等の取り扱いについては、提案者に帰属するものとするが、当町が参加者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 当町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外には使用しないものとする。

- (7) 本事業の契約が成立するまでの間に選定された最優秀提案者が本実施要領に秘められた失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約の締結を行わない措置を講ずることができる。
- (8) 本プロポーザルの震災内容及び審査結果その他のプロポーザルに対する異議申し立てはできないものとする
- (9) 提出された提案資料等については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (11) プレゼンテーション及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (12) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (13) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (14) その他必要な事項は、玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）の規定によるものとする。
- (15) 本実施要領に定めるもののほか、本事業の契約内容に関しては、日本国の関係法令及び町条例規則等の定めるところによるものとする。
- (16) 契約候補者は仕様書を作成し、本町と競技を行い、工事内容を明確にした上で契約するものとする。合意に至らない場合は、時点候補者と同様の協議をを行うものとする

1.4 連絡先及び提出先（事務局）

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876番地1

玉城町役場 保健福祉課 担当：西野，梅前

電話番号：0596-58-7373 F A X：0596-58-8688

E-mail：hoken@town.tamaki.lg.jp

(別紙 1)

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事に係る業者選考審査基準及び配点表」

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
工事実績	元請として延床面積2,000㎡以上の公共施設における照明LED化更新工事を過去5年間以内に履行完了した実績があるか。	5点	5件	4件	3件	2件	1件以下
工事実施体制	実施体制・管理責任者・担当者が明確化され、適正な人員配置が行われているか。また、工事が確実に履行できる体制が整っているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
企画提案内容	仕様書に基づく提案内容が優れているか ・使用する機器は品質、安全性が確認された国内メーカーの製品を使用しているか ・省エネ性能を有しているか（消費電力・電気料金削減に有益化） ・現場施工における安全対策管理について具体的に示されているか ・照明環境の質・コーディネート：部屋の用途や利用形態に応じた照度設計（明るさの均一性や眩しさの低減など）がなされているか。	50点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
工事実施工程	工事工程（各実施内容の期間、作業内容、作業量、担当を明確にしたスケジュール）が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点があるか。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
見積 金額	右の通り	10 点	見積金額満 点（10点） ×提案され た最低額/ 提案額 （小数点以 下は切り捨 て）				
合計（100点満点） _____点							